

社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会

自立生活支援専門員募集要項

当協議会が区から委託を受けている「世田谷区生活困窮者自立相談支援センター」で、生活困窮者の自立に向けた相談及び支援業務と一緒に担っていただける方を募集しております。

1 採用予定職種

自立生活支援専門員

2 採用予定人数

若干名

3 応募資格

福祉の仕事に深い理解と熱意を持ち、パソコン操作が行える（ワード、エクセル等の基礎的な操作ができれば可。）の者で、次の（１）の要件を満たし、（２）から（６）の要件に２つ以上該当する者。

- （１）福祉の相談業務を行う機関・団体での実務経験が３年以上有する者
- （２）社会福祉士、精神保健福祉士、その他福祉に関する国家資格を有する者
- （３）ファイナンシャルプランナーの資格を有する者
- （４）生活困窮者に関係する団体での実務経験がある者
- （５）生活保護に関する相談業務の経験がある者
- （６）受験生チャレンジまたは生活福祉資金、住宅確保給付金、家計相談の実務経験がある者

4 職務内容

- （１）生活困窮者自立相談支援業務に関すること
- （２）事務（庶務・会計・その他一般事務）
- （３）窓口・電話対応・受付業務
- （４）行事等の実施
- （５）その他、上記に関連する業務

5 勤務地

『世田谷区生活困窮者自立相談支援センター』

所在地：世田谷区太子堂 1-12-40 グレート王寿ビル 6 階

※原則として、センターの職員として勤務していただき、異動はありません。

6 雇用条件等

- （１）雇用期間 1年ごとの契約
- （２）契約更新 雇用期間内の勤務成績が良好である場合は、雇用期間を4回まで更新可能、4回更新した者は、同一の職に再受験可能
- （３）基本給 月額 230,000円
- （４）各種手当等 本会の規程により、通勤手当（限度額 55,000 円/月額）、超過勤務手当を支給する。 ※定期昇給、賞与、退職金なし
- （５）勤務時間 1日7時間45分 午前8時30分から午後5時15分まで（うち休憩時間1時間） ※但し、時間外勤務を命ずることあり
- （６）勤務日数 月16日 ※但し、休日勤務を命ずることあり

- (7) 休 日 勤務の指定のない日
- (8) 有給休暇等 本会の規程により、付与する。
- (9) 社会保険等 全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
- (10) 定 年 65 歳

7 採用予定日

平成30年4月1日

8 応募方法

以下の書類を締切日までに、申込先に郵送又は直接お持ちください。

- (1) 市販の履歴書（**応募動機を記入してください。**）
 - *写真貼付。履歴書右上余白に「自立生活支援専門員」とご記入ください。
 - *実務経験のある機関・団体名を必ず記入してください。
- (2) 応募資格を証明する登録証等の写し
- (3) 返信先の住所・氏名を記入した封筒（**242円分の切手を貼付のこと**）
 - *ご提出いただいた書類の返却はできませんので、ご了承ください。

9 応募締切

平成30年3月12日（月）午後3時までに必着又は持込み（厳守）

10 選考方法

第1次選考 書類選考

第2次選考 面接【3月14日（水）】

※書類選考の結果、面接日時等の詳細をご連絡します。

11 選考結果

第1次選考結果は、合否に関わらず全員の方に郵送します。

第2次選考（最終）結果については、面接選考後1週間以内に郵送予定。

12 申込先・問い合わせ先

〒157-0066 世田谷区成城6-3-10 成城6丁目事務所棟

社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会 総務課 採用試験担当

TEL：03（5429）2208 FAX：03（5429）2204

*問い合わせ時間：月～金（土・日・祝祭日休）午前8時30分～午後5時15分



世田谷区社会福祉協議会

● 支えあい ● 心をつなぐ ● 合い言葉 ●